

昭電疑獄と復金融資の「監査」体制(2)

—制度的枠組みとその実態—

加 藤 健 太

Corporate Graft Scandal of Showa Denko and “Audit”
System for Reconstruction Financing (2)
—Institutional Framework and the Realities—

Kato Kenta

目 次

- 1 問題の所在
- 2 復興金融金庫の監査制度と国会審議
 - (1) 昭電疑獄「発覚」前
 - (2) 昭和電工向け融資の監査と対応
 - (3) 昭電疑獄「発覚」後(以上、前号)
- 3 融資先企業に対する「組織的検査」(以下、本号)
 - (1) 「組織的検査」の実施
 - (2) 検査報告書の検討
- 4 監査制度の強化の試みとその限界
- 5 結語

Summary

The purpose of this article is to review financings from the Reconstruction Finance Corporation and discuss the institutional framework for the audit system and the realities.

The Showa Denko graft scandal was not merely a company's abuse of accommodations but served as a springboard to press Ministry of Finance, which was the supervisory authority, and the Reconstruction Finance Corporation to review the audit systems. In June 1948, Ministry of Finance and Bank of Japan performed the systematic inspections for Companies financed by the Reconstruction Finance Corporation based on Article 31 of the Reconstruction Finance Law and

detected some companies' diversion and inefficient use of the funds. Despite the efforts reflecting the results and enhancing structures for the audit system of the Reconstruction Finance Corporation, the system was left incomplete due to implementation of Dodge Line cutting off new financings. However, experiences in the Reconstruction Finance Corporation were inherited to the Japan Development Bank and have been exploited.

3 融資先企業に対する「組織的検査」

(1) 「組織的検査」の実施

1948年7月10日付の資料「復金融資先検査について」には、復興金融金庫が同法第31条に基づき、日本銀行の協力を得て第1回の「組織的検査」（同年6月24日から約1週間）を実施したとある¹。「組織的」という言葉の意味は必ずしも明確ではないが、その条項に従えば以下のような内容を持つと考えられる。すなわち、主務大臣が必要と認めた場合に、①復金から融資を受けている者、②復金により債務を引き受けられ、又は債務を保証された債務者、③復金により応募され、又は引き受けられた社債の発行者に対して、「その業務及び財産の状況に関し報告を徴し、又は当該官吏にその業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる」と。注目すべきは、この条項が、罰則規定により補強されていたことである。同法第32条は、第31条の規定に違反した場合、具体的には報告をしなかったり、虚偽の報告、検査の拒否・妨害・忌避を行ったりした者を、6ヶ月以下の懲役または5000円以下の罰金に処すると定めていた²。故に、復金融資の検査は、かなりの程度強制力を有する法的権限に支えられていたと考えられる。

愛知揆一・大蔵省銀行局長は、1948年1月31日の参議院財政金融委員会で、「未だこの規程（復金法第31条＝引用者）を援用した非常に大規模な監査はまだ行われておりませんが、この点は随時金庫自体の監査の結果、実情等を見ました上で適宜活動することにいたそうと考えておる」と述べた³。しかし、翌2月2日の同委員会で、愛知はその条項に基づき「当該官吏が直接相手方の、融資を受けた相手の経理の検査に着手するという事も、先般石炭の融資その他からすでに始まっている」と発言している⁴。したがって、上述の「復金融資検査について」には第1回と明記されているが、48年6月以前に復金法第31条に基づく検査が行われた可能性は否定できない。実際、正確な時期は不明だが、石炭企業に対する監査は石炭庁と共同で実施されており、49年5月の国会で、その内容に関する質問が出されている（後述）。ただし、それらに関しては、検査報告書の内容が

1 「復金融資先検査について」1948年7月10日【復興金融委員会（五）】。

2 大蔵省財政史室 [1976]『昭和財政史—終戦から講和まで—第12巻 金融（2）』東洋経済新報社、868-869頁。

3 「参議院 財政及び金融委員会議録第三号」1948年1月31日（日本銀行金融研究所編 [1991]『日本金融史資料 昭和統編第23巻』大蔵省印刷局、272頁）。

4 拙稿の「関係方面との共同の監査」がそれに当たるのかもしれない（「参議院 財政及び金融委員会議録第四号」1948年2月2日（日本銀行金融研究所編 [1991]、272頁）、加藤健太 [2009]「昭電疑獄と復金融資の「監査」体制—制度的枠組みとその実態—（1）」『高崎経済大学論集』第52巻第1号）。

表2 「監査」担当者

融資先企業名	検査日(1948年)	氏名	所属
関東配電	6月24日～30日	塩谷忠男 高松俊夫 神谷従道	大蔵省銀行局復興金融課 日本銀行復興金融課 日本銀行復興金融課
東京芝浦電気	6月24日～26、28日	松平忠晃 竹沢清隆 野村克通 小関博	大蔵省銀行局復興金融課 日本銀行資金局 大蔵省管理局財務課 日本銀行資金局
日本鋼管	6月24日～28日	滝田格司 末廣隆介 一木秀夫	大蔵省銀行局銀行課 大蔵省銀行局銀行課 日本銀行営業局
日産化学	n.a.	安彦三郎 佐久間繁男 古橋昌平	大蔵省銀行局銀行課 日本銀行復興金融課 大蔵省管理局財務課
ヂーゼル自動車	n.a.	尾上貞一 稲山清一	大蔵省銀行局銀行課 日本銀行営業局

資料)「復金融資先検査について」1948年7月10日『復興金融委員会(五)』石川一郎文書。

詳らかでないため、本節の分析対象には加えていない。

左記の組織的検査は復金ではなく、大蔵省と日銀を主体とし、前者は、銀行局復興金融課と同局銀行課、後者は復金課、管理局財務課、資金局、営業局から担当者を選んだ(表2)。彼らは、いかなる目的をもって検査に臨んだのか。関東配電の検査報告書はそれを次のように述べる。

資料⁵

復金融資がその趣旨に照して止むを得ざる融資であつた否かを検討すると共に融資金の用途が当初の目的以外に流用されてゐるが如きことはないか特に資金の効率的使用の面よりみて会社に充分その努力が拂はれてゐるか否かを検査し、併せて今後における復金融資について見透を得るにある。

この資料によれば、検査の主たる目的は、資金の使用状況を妥当性と効率性の2つの視点から検証することにあつた。したがって、個別事例の分析に際しても、それらに焦点を合わせることになる。注意すべきは、この検査が、わずか1週間という短期間に行われたこともあつてか、担当者をして十分に納得しえる内容になっていないと評されたことである。たとえば、同じ報告書には「検査日時の制約から充分意を盡さなかつた点多々ある⁶」、また、日本鋼管のそれにも「何分短時日のことでもあつたので、必ずしも徹底的究明の結果とは稱することができないかも知れないが、知り得た事項に基いて一應の結論を下すこととした⁷」との記述がある。報告書は、こうした限界を孕むが、復金の監査体制に接近する有用な情報を提供すると思われる。なお、国会に提出された

5 「関東配電経理検査概評」日付不明『復興金融委員会(五)』より一部抜粋。

6 「関東配電経理検査概評」日付不明。

7 「復興金庫法第31条の規定による日本鋼管株式会社検査報告の概要」1948年6月30日『復興金融委員会(五)』。

別の監査報告書に対しては、重大な疑義も出されたが、その点は後述する。

(2) 検査報告書の検討

ここでは関東配電、日本鋼管、東京芝浦電気および日産化学工業の4社を取り上げ、先に述べた資金使用の妥当性（流用の有無）と効率性に注目しながら、復金融資の検査の実態に接近する。

表3 復興金融金庫の産業別融資状況

産業	1946年度		1947年度		
	百万円	%	百万円	%	(a) %
鉱業	1,589	26.5	21,941	36.9	53.2
石炭	1,036	17.3	19,874	33.4	48.2
金属	349	5.8	2,122	3.6	5.1
鉄鋼	291	4.9	1,858	3.1	4.5
化学	1,222	20.4	5,155	8.7	12.5
肥料	561	9.4	3,751	6.3	9.1
電力	302	5.0	2,807	4.7	6.8
機械	835	13.9	2,806	4.7	6.8
農林	4	0.1	48	0.1	0.1
水産	491	8.2	2,839	4.8	6.9
繊維	45	0.8	711	1.2	1.7
公団			18,199	30.6	
その他	1,149	19.2	2,835	4.8	6.9
合計	5,986	100.0	59,463	100.0	100.0

資料) 大蔵省財政史室 [1976] 『昭和財政史—終戦から講和まで—第12巻 金融(2)』東洋経済新報社、646頁、表1-5より作成。

- 注) 1. 石炭、鉄鋼、肥料はそれぞれ鉱業、金属、化学の内数である。
 2. 1946年度は1947年3月末、47年度は48年3月末の数値である。
 3. (a) 欄は公団を除いた場合の構成比である。

表4 復金の主要産業に対する赤字融資状況

産業	貸出額		残高	
	百万円	%	百万円	%
石炭	17,257	70.1	12,573	67.0
鉄鋼	1,345	5.5	983	5.2
電力	2,839	11.5	2,673	14.2
肥料	1,685	6.8	1,264	6.7
その他	1,504	6.1	1,269	6.8
合計	24,630	100.0	18,761	100.0

資料) 大蔵省財政史室 [1976] 『昭和財政史—終戦から講和まで—第12巻 金融(2)』東洋経済新報社、671頁、表1-27より作成。

注) 残高は、貸出額から回収額を差し引いた金額である。

分析に先立ち、間接的にはあるが、表3を用いて、上記の企業が属する産業に対して行われた復金の融資状況から、それらの位置づけをしておこう。この表によれば、1946年度から47年度にかけて、電力、鉄鋼、機械および肥料の各産業に対する融資は、その金額を増やしたものの、構成比はいずれも低下を示している。ただし、47年度は公団向け融資が高い比率を占めたから、それを除けば、機械こそ13.9%→6.8%と大幅に数値を落としたものの、鉄鋼(4.9%→4.5%)と肥料(9.4%→9.1%)は横這いであり、電力は5.0%から6.8%へとウェイトを高めた。加えて、機械を除く3つの産業は、赤字融資の額も小さくなかった。この検査より先の時期になるが、48年12月末の貸出額を見ると、電力の28億3900万円をはじめ、肥料と鉄鋼も10億円を超えており、石炭を除けばいずれも高いウェイトを占めている(表4)。復金の貸出は、設備資金のイメージが強いが、47年度までは運転資金が上回っており、その中の「少なからぬ部分が赤字融資だった」という⁸。たとえば、肥

8 赤字融資は「一定期間内における企業の損失を補填し、その企業の運営を維持せしめるための融資」と定義され、賃金、資材およびその他の経費の上昇、原燃料不足に伴う生産の減少、低物価政策と公道価格の矛盾、価格改定の遅れなどにより、企業の運転資金が逼迫するという事態への対処を目的に実施された(大蔵省財政史室 [1976]、670-671頁)。

料の中でも硫酸は、46年3月から公定価格が据え置かれたため、各社は多額の損失を計上しており、日本肥料の代金支払いの遅れは、それらの資金繰りの悪化を招いていた。こうした事態に対して、47年6月から化学肥料産業向けに復金の赤字融資が開始されたのである⁹。先に触れたように、石炭企業の監査が、別口で行われたことを考慮すれば、この検査が、復金の主要な融資対象となった産業から1社ずつ企業をピックアップして実施されたと考えられよう。

関東配電

関東配電の検査報告書は、(1) 会社経理、(2) 資金流用、(3) 資金の効率的利用、(4) 工事の進捗状況の把握、(5) 経営者、(6) 建設関係、(7) 今後の収支見通しと復金の融資方針の7項目から構成される。

このうち(2)について、担当検査官は「表面的には一應当初の用途に使用せられたことを認めざるを得ない」が、「必ずしも健全な経理と云ふことはできない」と述べ、その理由として次の2点を挙げた。すなわち、建設費と経費の区分が不明確なために、設備資金の用途の厳密な把握が困難であること、人件費の仮払い、購入電力料、超過加算料金の未払いなどが多額に上り、「資金操作に曖昧な点」が見られること、である。そして、起業勘定と営業勘定の区分と原価計算の確立による損益状態の明確化が必要であるとした¹⁰。要するに、関東配電が、勘定科目の整理をきちんとしていないために、資金の流用について正確な把握ができないということである。電気事業史によれば、関東配電は、1946年下期に8508万3000円の赤字を生み出していたが、「これを繰延損失として仮払金に計上し、また47年下期にも賃上げの結果生じた4億1101万5000円の赤字」も同様の処理を行っていたという¹¹。こうした操作が問題視されたと推測される。

(3)の資金の効率的利用に関しては、「更に改善の余地が認められる」と述べた。具体的に言えば、①預金の常時残高が若干過大であること、②資材の購入資金が多額に上ること、③購入電力料や諸税金などを未払いのまま繰り越していることの3点であり、②については特に、資材利用の合理化によって回転率の向上を図る必要性を指摘した。加えて、検査官は、企業経営そのものにも立ち入った言及を行っている。たとえば、工事予算の査定をかなり厳密に実施しているのに対して、工事の進捗状況の把握が不十分であること、また、経営者が自信を持っておらず、企業の努力目標も漠然としているといった指摘がある。そして、具体的計画(送電ロスの軽減など)に基づいて合理化を促進することの重要性を強く訴えた¹²。

以上の検討を踏まえて、検査官は、報告書を次のようにまとめた。まず、関東配電の収支見通しは、料金改訂が予定されることから、上記の努力目標を達成し、かつ人件費の抑制に成功すれば「必ずしも悲観する要はない」とする。その上で、同社に対する融資姿勢として、運転資金は、料

9 山崎澄江 [2008]「硫酸産業－早期復興の条件と問題点－」武田晴人編『戦後復興期の企業行動』有斐閣、72頁。

10 「関東配電経理検査概評」日付不明。

11 東京電力株式会社 [2002]『関東の電気事業と東京電力』東京電力株式会社、684-685頁。

12 「関東配電経理検査概評」日付不明。

金収入の範囲内で賄えるから、「未払税金、超過料金等の決済を必要とする場合に一時的に考慮すれば足りる」とした。他方、建設資金は、増資か借入れで調達せざるを得ないが、「資本市場の状況の許す限り増資を主眼として対策」を講ずることを求めた。そして、「今後の基本方針としてはむしろ価格面で大巾の償却を見込まない限り健全な経営は不可能」と結論づけたのである¹³。

日本鋼管

日本鋼管の検査報告書は冒頭で、その主たる対象を融通資金の使途、設備の稼働状況および生産状況などに設定している。とはいえ、内容の大半は資金の使用状況に割かれているから、以下ではこの点を中心に検討を加える。

報告書は、設備資金に関して、日本鋼管のこれまでの支払状況、今後の支払計画、過去における工事完了清算後の過剰金の返済及び関係者の誠意等に鑑み、融資金が「その本来の使途に使用され、又は使用されるものであらう」と認める。他方、運転資金についても、資金繰り表の予算と実績の比較検討、貸借対照表の推移（指定時と1948年3月末）等から資金の使途を判断した結果は「妥当」であり、融資金が「申出通りの使途に充当されてゐるものと認められる」とした。ただし、設備、運転双方の資金に「借入後相當の期間を経過したにもかかわらず、なおかなりの使用未済額」が残っている点は、「資金の効率的使用の見地から望ましくない」と但し書きを付した¹⁴。つまり、日本鋼管向け融資は、妥当性の点で特に問題はなかったが、効率性の面からは改善の余地があったと言える。

重要なのは、担当検査官が、結論として次の点に注意を促したことである。第一に、融資金の使用状況に関する報告を常時聴取し、必要に応じて書面や実地の監査を随時行うことの重要性を指摘した¹⁵。第二に、融資後の監査とは若干ズレるが、運転、設備いずれの資金についても、「単に枠がきまつたということだけで直ちに全額の貸出を行」わずに、資材の入手、工事の進捗状況や設備の稼働状況等に注意を払った上で、「実情に即して適時に必要額の貸出」をしなければならないと述べた。この点は、資金の効率的な使用を促す上で注目すべき姿勢であると同時に、融資の判断に復金の独自性を付与することを企図した見解と言える。同金庫が、実際の融資にあたって、こうした仕組みを導入したかは定かではないが、前者については、同金庫の後身である日本開発銀行（以下、開銀と略す）の融資制度に採用されるのである（後述）。そして最後に、「融通資金の返済については考慮が乏しい。復金からの融通資金であつても、返済すべきであるという点を明確にする必

13 報告書は最後に、電気事業再編成について、「金融の立場からのみ批判すれば現在の全国均一料金制のもとでは料金プール制は止むを得ないところであるがこれが企業努力の弾力性を失ふ結果となることは明らかであり又現行の日発よりの買電の方式による購入電力料の支拂が安易な金融と同結果となつてゐるにも鑑み、発送配電の一貫の経営が必要と考へられる」と私見を述べている（「関東配電経理検査概評」日付不明）。

14 「復興金庫法第31条の規定による日本鋼管株式会社検査報告の概要」1948年6月30日（以下、「日本鋼管検査報告の概要」と略す）。

15 特に2回目以降の申込みにあつては「必ず前回の融通資金の使用状況に関する報告を徴すること」、また、上述の短時日の監査や臨時的なそれだけでは「実効確保が困難である」ことを訴えた（「日本鋼管検査報告の概要」1948年6月30日）。

要がある」と訴え、①安易な融通期限の延長(の繰返し)の停止、②返済計画の明確化、③「返済期限が到来したら返済するのが建前であること」という3点を強調した¹⁶。③の「建前」という用語は不適當と思われるが、従来の復金融資の問題の所在を明らかにするとともに、その対策に乗り出す必要を強く認識していたことを示す内容と考えられる。

東京芝浦電気

東京芝浦電気(以下、東芝と略す)の検査は1948年6月23日から25日、28日に本社経理部、同月26日に堀川町、柳町および小向の3工場に対してそれぞれ行われた。

検査報告書は、東芝が一時的に運転資金を設備資金に「流用」し、それを資金繰り表の材経費として整理したことを発見したものの、「其の他期間に於ては資金繰り不足赤字補填資金として融資したものであり、流用問題はないと判断」した¹⁷。この点については、「経費支出の内容監査」として立ち入った検討が加えられた。それは、「資金の使途を監査する一法として原價に算入された直接経費間接経費一般管理費、及び非原價項目各経費支出を帳簿傳票に付き精査した」ものである。東芝は、本社経理部で全体を統括し、その下に第一経理部(軽電部門)と第二経理部(重電部門)を置き、それらの下位に各工場の経理部門を配していた。経費(交際費、旅費、福利費などの雑経費)は、本社が設定した枠内で、各工場で作成、支出しており、第一・第二経理部と本社経理部の段階では、一般管理費や販売部門費としてのみ把握可能となる。その検査は本社経理部、第一経理部および堀川町工場の帳簿を対象にして「抜取検査の方法」で行われた。結論を先取りすれば、経費の内容に特別な問題はないとされている。注目すべきは先ず、1件当たり10万円超の交際費、福利費、旅費および雑費の支出の有無をチェックし、それがなかったことをもって「政治資金と目される使途はないものと推定」したことである。ここからは、昭電疑獄を受けて、資金の単なる流用ではなく、政治とカネの問題に敏感になっている様子を看取できる。次いで、本社経理部の交際費については内容と相対的な規模を重視した。そして、「渉外關係販賣關係が多く、止むを得ざるもののみであり、ここ3ヶ月間の交際費支出は当社の規模から見て「過大とは思へない」としたのである¹⁸。

以上のように、東芝は、資金の使用状況の妥当性に大きな問題を抱えていなかったが、検査官が関心を向けたのは、同社の経営の非効率性であった。この点について、報告書は、(1)人員の過

16 この他にも、新たな理由で運転資金の増額が必要になった場合には、当該資金が不可欠、かつ妥当であれば、「それはそれとして別途に融資を考へることとすべきであつて、従前の借入金をもつて、づるづると引き延して置く傾向はよくない」と述べた(「日本鋼管検査報告の概要」1948年6月30日)。

17 一時的と言うのは、1946年12月から47年5月までの期間を指す(「東京芝浦電気株式会社検査概評」1948年7月7日【復興金融委員会(五)】)。

18 設備資金に関しては、「昨年(1947年=引用者)五月許可なく設備を擴張した爲摘發され制裁を受けて以來設備資金の使用には社内に於て自律的に規制する方策をとり一件三〇〇圓以上の補修は全て本社に申請し、一件五萬圓以上の場合には重役會の承認を得ることになつてゐる。又本年(48年=引用者)二月からは経費處理をなし得る補修費はG.H.Qの許可を要しないことになつた。従つてG.H.Qに申請を要する補修費は極めて少く、且つ許可を要するものは嚴重にG.H.Qに申請して許可を得てゐることを確認した」と述べている(「東京芝浦電気株式会社検査概評」1948年7月7日)。

表5 東芝の人員配置；
1948年2月現在

	人数	構成比
事務員	7,037	20.4
本社	1,855	5.4
研究所	386	1.1
工場	4,796	13.9
技術者(工場)	3,712	10.7
直接工具	15,433	44.6
間接工具	8,393	24.3
合計	34,575	100.0

資料)「東京芝浦電気株式会社検査概評」
1948年7月7日『復興金融委員会
(五)』石川一郎文書。

剩と非合理的な配置(労働効率の低下)、(2)経営者の能力に対する疑問、(3)規模過大、(4)労働問題¹⁹、(5)設備の老朽化による生産阻害、(6)材料の不足を具体的に挙げている。

表5に示した従業員の構成によれば、合計3万4575人のうち生産に携わる直接工具は44.6%に過ぎず、それ以外は本社、研究所および工場の事務員(20.4%)、技術者(10.7%)、間接工具(24.3%)が占めた。加えて、柳町工場と堀川町工場の従業員1人当たり生産高は戦前の3分の1に止まっていた。これが(1)の問題である。(2)については、東芝の役員と工場長の多くが技術者出身であるため、「経営に於ける態度は比較的堅實であるが大企業を維持する経営者として其の能力に不十分な」ことは否めず、「終戦後企業の根本的立直し策を講ぜず今日に到つた責任の大きな割合を負はなければなるまい」と評した²⁰。宮島英昭は、「財界追放」に伴って新しく選任された役員(1947年時点)の特徴の一つとして、技術系のキャリアを形成した現場出身の元工場長クラスが多く、技術者タイプの経営者のウェイトは41.9%(鉱工業上位100社)、重工業部門に限れば49.4%に達したことを強調している²¹。こうした新経営陣は、「経営者としてのトレーニングを十分積んでいない点でも共通の特徴」を有したとされており²²、技術系であるからという理由は説得性を欠くが、同時代にも似たような懸念があったとは言えよう。

(3)の規模過大は、経営組織が「比較的合理的な本社中心主義」を採用するにもかかわらず、戦時期に建設し、戦後も「温存し」ていた地方工場等に対する「本社の把握が不充分であること」を意味する²³。(4)に関して、報告書は、東芝の労働組合が「歴史的にも階級意識旺盛であつて其の團結力は闘争戦術に於て優れて」いると記述し、従業員の意識、労組の勢力図や戦術などを詳しく説明している。言うまでもなく、検査官の関心はその結果、売上げに占める人件費の割合が60%にも達して「赤字の直接の原因」となり、「賃銀と労働効率、労働効率と生産とが悪循環」を

19 東芝の労働問題は、研究史でも注目されてきた。三宅明正は、1946年1月以降の生産管理闘争を「基軸」とする同社の「従業員組合」の「多様な闘争戦術」を検証した上で、労働者が争議後に工場の中で「生産の増強」などを目指したとし、その背後に「生産が増強されないかぎり生活の向上は望めない」という理解と同時に、自らが生産の主体であり、積極的に日本経済の再建にかかわっていかうという判断が強く存在した」と評価している(三宅明正 [1991]「東芝争議(一九四五～四六年)―敗戦と「従業員組合」の生成―」労働争議史研究会編『日本の労働争議(1945～80年)』東京大学出版会、65-72頁を参照)。したがって、対象時期にズレはあるものの、労働運動と非効率な生産とを単線的に結びつけることには慎重を期する必要がある。

20 「東京芝浦電気株式会社検査概評」1948年7月7日。

21 技術者タイプの経営者とは、「工学系の大学を卒業し、技術者としてキャリアを形成し工場長を経て社長に昇進したタイプ」を指す。ちなみに、1937年では鉱工業上位100社で28.6%、重工業部門のみでは33.8%であったから、公職追放を経て大幅に比率を上げたと言える(宮島英昭 [1995]「専門経営者の制覇―日本型経営者企業の成立―」山崎広明・橘川武郎編『日本経営史4「日本的」経営の連続と断絶』岩波書店、101-102頁)。

22 宮島英昭 [1991]「財界追放」と新経営陣の登場 森川英正編『ビジネスマンのための戦後経営史入門』日本経済新聞社、27頁。

23 「東京芝浦電気株式会社検査概評」1948年7月7日。

引き起こしていた点に払われる。実際、堀川町工場の予想計画原価と実際製造原価との差額(製造損益)を用いて、製造損失金の原因をウェイトづけると、組合運動の影響が45%-50%を占め、「労組の攻勢如何が決定的に顕はれ」たのである²⁴。報告書は最後に、東芝が立案中の経営合理化策について、「其の方法、時期等慎重なる検討を要すると共に、強力且敏速果斷なることを要することは言う迄もない。又政府としても生産、労働、金融各政策上の立場からする施策に付万全を期する必要があると思料する」とまとめた²⁵。東芝に対しては、資金の使用の妥当性よりも、むしろ経営効率の改善を推し進める必要性を強く訴えたと言えよう。

日産化学工業

日産化学工業(以下、日産化学と略す)は過度経済力集中排除法の指定企業であり、同法の指定解除後の1949年7月1日、企業再建整備法に基づいて油脂部門(旧日本油脂)を分離する形で企業再編を行った。その辺りの事情を報告書は次のように述べる。すなわち、同社は企業分割を迫られて以降、「各部門が独立的な傾向を持つようになり」、46年8月11日からは化学、油脂、塗料、火薬および溶接棒の「各部門別計算」を開始した。翌47年6月1日には、会社機構を上記の5部門に明確に分け、「経理計算を明確にするため、各部門毎に経理部を設け」た。さらに、過度経済力集中排除法の指定(48年2月)を契機に、第二会社の設立を前提とした部門毎の「完全な独立計算」を導入し(同年5月1日)、部門間の貸借はすべて現金決済とし、所要資金も各部門で調達するようになった。検査官は、こうした状況の中で「本社は完全に浮き上り、単に金庫のような役割を果すに過ぎない存在」になったと評したのである。そして、報告書は、本社が「各工場に対する監督乃至指導力に欠ける」ため、各部門、各工場がそれぞれに第二会社設立後の経営を意識して、「出来るだけ資金を設備関係に充當し、内部的資力蓄積に努めて、發足後有利な立場に立とうとする空気が多分にある」点に注意を促した²⁶。

日産化学では、化学部門が設備資金関係の全額と運転資金関係の大半(1億3000万円中9790万円)を占めたので、検査の重点もそこに置かれた。では、同部門の資金の使用状況に何か問題はあったのか。結論を先取りすれば、報告書は、「或る時期においては、設備資金、運転資金の転用、再転用が推定されるが、全期間を通算して見れば、大きな金額が転用されてはいない」と述べる。この結論を導くにあたり、検査官は、王子工場の建設工事に関わる資金の使途を次のように調査している。まず、1948年4月末現在の固定資産、建設勘定、前払金および修繕材料勘定の合計額(2881万7000円)と46年8月11日現在の固定資産、48年4月までの固定資産償却額、同年4月末までに設備資金として支出された金額の合計(2923万5000円)との差額マイナス41万8000円を求める。そして、この金額を「貯蔵材料或は現金、預金の形をとっているものと考えられるが、明確に建設関係に投

24 その他の原因としては電力・ガス等の供給不足、機械故障、公定価格の改訂、生産意欲の欠乏、労務不足が挙げられる。ただし、労組の攻勢は強いものの、平均賃金は「低位」にあるとした(「東京芝浦電気株式会社検査概評」1948年7月7日)。

25 「東京芝浦電気株式会社検査概評」1948年7月7日。

26 「日産化学工業株式会社検査状況」1948年6月『復興金融委員会(五)』。

ぜられたものと把握され得ない」とする。しかし、実際の王子工場の設備復旧拡充は、資金の支出以上に進んでいた。報告書は、日産化学がそれを買掛金や未払金ではなく、帳簿外の工事費未払金（105万6000円）として処理したことを発見し、「他に一部営業用関係貯蔵材料からの流用もある」と看做す。他方、運転資金についても、46年8月から48年5月の期間を対象に、所要資金増加額と実際補填額を比較して、補填過剰（221万6000円）を「一応設備関係えの流用と推測」している²⁷。

上記の内容から判断すれば、差し当たり、日産化学については資金の使用状況の妥当性に大きな問題はなかったと言える。しかし、検査官は、①本社の各工場に対する把握力（監督・指導力）の不足、②従業員の給与水準の高さ、③会合費と雑費の急増に懸念を示した。①に関しては、前述の通り、各部門・各工場が、第二会社発足後の立場を有利にするべく、資金を設備関係に回して、「内部的資力蓄積」に注力する傾向を強め、それが本社の統制力を弱めているとした。③も同様に、第二会社の設立に関する会合と労働組合の集会在頻りに開催されたという日産化学の説明を受けた上で、「不必要に多額の経費が支払はれている傾向があり、第二会社設立までの過渡的な現象と見れば見られなくもないが現実の問題として考慮改善さるべき」と指摘した。そして、報告書は最後に、借入金の返済に触れ、設備資金に関して、第二会社の設立後に「現下の経済情勢から予定通りの増資と社債の発行が可能かどうか計画の成否を左右する」と結論づけたのである²⁸。

以上のように、大蔵省と日銀による組織的検査は、昭電疑獄の発覚と広がり背景に、国会が復金の監査体制に批判を向ける中で、ごく一部の企業に対して、ごく短期間に実施され、その報告内容も十分ではなかったように思われる。だが、そこに興味深い指摘が散見された点にこそ目を向けるべきだろう。一つは、融資決定直後に全額を貸し出さずに、工事の進捗状況や設備の稼働状況など実態を踏まえた、段階的な貸出の必要性を訴えたことである。この指摘は、監査（貸出管理）の結果を融資の方法にフィードバックすることを企図したものであったと考えられる。二つ目に、本社による各部門・各工場の統括を重視した点が注目に値する。周知のように、一部の企業（とくに軍需関連）は戦時期の買収・新設により多数の工場を擁していた。この検査は、それらが、戦後の集中排除政策に伴う企業再編の動きの中で、独立採算制等の導入と相俟って各部門・各工場の利己的な行動に見舞われ、本社がそうした状況を十分に把握できず、この点が資金の非効率的な使用の一因になっていることを浮き彫りにしたのである。最後に、経営者や労働者（組合）など人的な側面にも関心を払ったことが重要である。当時は労働攻勢がとくに激しかったから、後者は当然のこととも言えるが、前者についても、自信を持っていない（関東配電）、技術者出身であるため「能力に不十分」（東芝）と評価していた。一般的に、経営者の能力は貸出の判断に影響するから²⁹、

27 報告書は、「その他の事項」として収益状態の悪化、和歌山工場建設、溶接棒部門の損失、買掛金の増加など資金の用途外にも言及している（「日産化学工業株式会社検査状況」1948年6月）。

28 運転資金については、過燐酸と硫酸に対する価格差補給金の支給の有無、公定価格の引上げ等に言及したが、「物価の値上り等に伴う増加運転資金の必要度を考慮すればそう簡単に返済に振りむけられない」と慎重な見方を示した（「日産化学工業株式会社検査状況」1948年6月）。

こうした情報も後の融資にフィードバックされる可能性を持ったと推測される。このように、検査報告書は、情報の提供という面で、復金融資のあり方を改善させる可能性を有していたが、それらが実際に活用されたかという点は多分に疑問である。この組織的検査以降も、国会では復金の監査体制の強化が活発に論じられながらも、同金庫の新規融資の停止に伴い、その文脈は、監査と融資の「相互依存性」から、監査と回収のそれへと変容していったからである。加えて、その審議過程では、検査報告書の信憑性に疑いの目が向けられることになる。

4 監査制度の強化の試みとその限界

GHQは1947年秋頃から復金融資に対して強い懸念を抱くようになり、翌48年中頃からは、「民間金融機関の資金力拡大と、復金インフレの激化」を背景に、融資（とくに赤字融資）を大幅に制限する方向で復金の改組問題が活発に論じられるようになった³⁰。この点は既に先行研究が言及しているが³¹、本稿との関連ではGHQ経済科学局が厳重な監査を要求した点に注目したい。以下に資料を掲げておこう。

資料³²

昭和二十三年十月二十六日 総司令部経済科学局

非公式覚書

大蔵大臣 泉山三六殿

復興金融金庫設立以降現在に至る間金庫融資の監査に関する件

一、日本経済復興のため多数の民間企業に対し、昭和二十三年九月三十日現在に於て、約七八〇億円の融資がなされている。(中略)

二、最近の報告によれば、某会社に不正があり、又他の会社に於ても不正のありうることが示されている。当該金額が多額なこと及び公益に直接関係あることに鑑み、貸出資金の処分について適切な監査を即刻行うことが、極めて緊要である。

三、依つて、既往に実施した監査の程度或は現在実施中の監査の程度を示す報告書及現在の監査が不適当と思はれる場合に於ては、是等主要融資（融資額1億円超の83社＝引用者）の適切な監査計画を可及的速かな時期に作成せられたい。

経済科学局 陸軍少将 W.F. マーカット

29 経営者は、貸付先の調査項目の一つに挙げられ、その年齢、学歴、職歴、人格、経営手腕、見識、事業に対する熱意、経営者としての適格性、社会的評判などが検討される。その調査は、中小企業のオーナー社長に限らず、大企業の場合でも「経営者の組織力、経営力の如何は、事業経営に大なり小なり、影響を及ぼす」ために実施される（坂部悟 [1957]『銀行実務講座 第4巻 貸付』有斐閣、57-58頁）。

30 大蔵省財政史室 [1976]、699頁。

31 たとえば、大蔵省財政史室 [1976]、700-705頁、日本政策投資銀行編 [2002]『日本開発銀行史』日本政策投資銀行、25-31頁。

32 大蔵省財政史室 [1976]、727頁。

ここに出てくる「某会社」が昭和電工であり、「不正」を資金の流用と推測することは難しくない。そうした事態が、同社に限らなかったことは前述の通りである。この指摘を受ける形で、政府は「復金制度改正暫定措置について」の中に、「(六) 監査」の項目を設け、「(1) 復興金融庫監査部を充実し監査を励行する。(2) 主務大臣の権限による監査(復興金融庫法第31条)をも励行する」との文言を盛り込んだ³³。

上記の覚書の約1ヵ月後に開かれた1948年12月9日の衆議院大蔵委員会では、愛知揆一・大蔵省銀行局長(政府委員)が、監査体制の強化について次のような説明を行った。すなわち、復金法第31条を運用して、融資先の監査を「従来にも増して力を入れてやる」ために、「片つばしからしらみつぶしに監査をやろうという計画」を立案し、「大蔵省を中心とする監査班を強力に組織」したと³⁴。他方、翌10日の同委員会においては、復金内部の監査機構に関し、川合彰武委員が監査部の強化・拡充の結果を示すよう求めた。それに対して、北代誠弥・復金理事長は、詳しい資料はないと前置きした上で、監査案件81件133億円(48年11月17日現在)について、昭和電工のほか、刑事事件に発展した「悪質な流用」の事例として東洋製粉、設備資金を運転資金に一時的に流用した事例として漁業会社を挙げながら説明した³⁵。東洋製粉のケースでは、復金が「不正費消額」について、預金残額の仮差押えを実施して訴訟を提起し、支払済の機械代金は転売によって、また「日本水力買収費」は直接回収を進めるほか、残余は「保証人の個人資産(目下神戸支所にて調査中)を追求して回収を計る予定」とされた³⁶。実際の回収状況は不明だが、資金の「悪質な流用」に対して、復金が厳しい姿勢で臨んだことは窺えよう。

しかしながら、そうした復金の監査体制の拡充は十分に機能を発揮したわけではなく、大きな限界を孕んでいたことに注意を促さなければならない。その一つは、復金法第31条の性格に関わるものである。1949年5月11日の衆議院大蔵委員会において、愛知揆一・大蔵省銀行局長は、その規程が、検察当局の捜査などと異なり、主に帳簿調査を対象とするために、「実は従来においてもいろいろ問題がありそうだと思うところを調べましても、なかなかよく調べ得ない」と発言している³⁷。ただし、資金の使用状況は基本的に帳簿上の数値によって把握可能であり、加えて、先に事例で見たように、検査項目はそれに止まらず、各工場に関する本社の把握力や経営者、労働組合といった側面にも及んでおり、帳簿以外の実地調査も可能であったと思われる。その意味で、法律の条文に問題を限定した愛知の説明は、必ずしも説得的なものとは言えない。

33 財政金融局「復金制度改正暫定措置について」1948年10月30日、なお、財政金融局「復金制度改正について」1948年10月28日にもほぼ同じ内容の記載がある(総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会編[1995]「経済安定本部 戦後経済政策資料 第22巻 財政金融(4)」日本経済評論社、78-79、83頁)。

34 「衆議院 大蔵委員会議録第四号」1948年12月9日(日本銀行金融研究所編[1991]、393頁)。

35 漁業会社については、「私の記憶で二、三件ございます」と述べただけであった(「衆議院 大蔵委員会議録第五号」1948年12月10日(日本銀行金融研究所編[1991]、405-406頁))。

36 「東洋製粉株式会社の本金庫融通金不正使用に関する件」『復興金融委員会(七)』(石川一郎文書)。

37 愛知は続けて、「それで別の手で調べました場合に、いわゆる復金法三十一條の監査ではわかり得なかつたような事実が出て来るといふような事例もあつた」と述べたが、具体的な内容は不明である(「衆議院 大蔵委員会第29号」1949年5月11日、国会議事録DB)。

より重要なのは、監査報告の信憑性に疑問が呈されたことである。先の大蔵委員会の席で、風早八十二委員は、復金の大口融資先監査資料について、「極端に言えばはなはだしくあいまいで、またインチキではなからうかという感を深くした」と述べた。その理由は、委員会に提出された資料の内容と、監査担当者が作成した(と考えられる)それとは内容が異なり、たとえば麻生鉱業に関して、前者は「概ね所期の目的通り使用されたもの」としたのに対し、後者からは「非常な乱脈をきわめた融資の用途状況である」ことを読み取れるからであった。そうした指摘に対して、愛知銀行局長は、同局の復興金融課が人員不足のため、麻生鉱業の検査は石炭庁が主導して行い、また、提出資料は印刷の都合もあって要約をピックアップしたものであると弁明している³⁸。このやり取りからは、石炭企業の監査が、大蔵省ではなく、所管官庁の石炭庁が中心的な担い手であったこと、融資先企業に対して厳格な監査を行い、資金の用途を含めた経営実態を把握していたことを看取できる³⁹。しかし、大蔵省は、それを正式な資料として、国会という場に出さなかったから、監査結果を資金の公正・効率的な利用を促す制度の改革に繋げる意思を欠いていたと言わざるを得ない。この点は、復金の役割が終わりを迎えつつあったことに関連するようと思われる。ドッジ・ラインに伴うGHQの政策転換を背景に、復金運営の重点は1949年度以降、債権の管理回収に置かれることになり、それは同年4月の復興金融審議会「復金貸出金の管理回収方針」などに示された⁴⁰。愛知銀行局長は、大口融資(1億円以上)の監査終了後、その範囲の拡大し、これら監査結果を総合するとともに、直接的な監査担当者の意見を取りまとめて、対策の立案に生かす考えを示したが、それは、資金の効率的な運用のためではなく、貸付金の回収に必要とされたからであった⁴¹。復金の新規融資の停止に伴い、冒頭で述べた監査=貸出管理と復金の融資方法の「相互依存性」は失われたのである。その意味で、復金融資の監査体制の強化が、大きな限界を孕んだことは不可避であったとも言えよう。

5 結 語

以上、昭電疑獄と復興金融金庫の監査制度に関わる国会審議を踏まえながら、昭和電工に対する監査の実態に接近するとともに、大蔵省と日本銀行が行った復金法第31条に基づく組織的検査の内容を検討してきた。主要な分析結果をまとめれば次の通りである。

第一に、国会において、復金融資の使用状況が問題とされたのは、昭和電工向け融資をめぐる疑

38 「衆議院 大蔵委員会第29号」1949年5月11日、国会議事録DB。

39 麻生鉱業に関しては、参議院本会議で、1948年上半年に麻生家(社長)に対して、625万円の貸越残があること(しかも年4分の利息を受け取っていない)、言い換えれば炭鉱住宅向け復金融資の流用がなされており、「同社としてはかかる方面に資金を支出しておることは不隠当の措置と認められたので、その旨会社に対し一應の注意を與えて置いた」ことが、監査担当者である田中事務官の「原調査書類」から明らかにされた(「参議院 本会議第32号」1949年5月23日、国会議事録DB)。

40 大蔵省財政史室編 [1976]、704-708頁。

41 愛知は、新規融資の原則停止を踏まえ、「今度は回収の方に全力をあげざるを得ない。回収ということと監査ということは相伴うものがございますので、そこに重点を置いて、(中略)職制の変更等を行いまして、その方に重点を置くことにしております次第であります」と発言した(「衆議院 大蔵委員会第29号」1949年5月11日、国会議事録DB)。

惑がメディアで報じられた1948年1月以降であった。当初の審議過程では、復金の監査制度（部）は発足したばかりであり、また、人員不足という問題を抱えていたため、融資先全般を対象にできず、一部の企業について工事の進捗状況や経理内容など特定の項目を監査するに止まっていたことが明らかにされた。

第二に、復金による監査の結果として、昭電の資金流用が報告されて以降、国会審議の中心は、融資金を流用した企業に対して、復金ないしは大蔵省がいかなる措置を講ずるのかという点に移っていく。加えて、国会（不当財産取引調査特別委員会）は自ら、復金の融資先企業を調査するとともに、証人喚問を含めた真相の糾明に乗り出した。昭電疑獄は、一企業の不正流用・贈収賄事件に止まらず、監督官庁である大蔵省を含めた復金の監査体制のあり方の見直しへと広がりを見せたのである。こうした状況の中で、大蔵省は、復金の融資先企業に対する検査を実施し、その結果として不適切な流用が明らかになった場合、融資の回収や停止など厳しい措置を採ることを言明した。そして、実際、復金法第31条に基づく組織的検査が1948年6月、関東配電など5社を対象にして実施されたのである。

第三に、大蔵省と日銀が担当したこの検査は、資金の使用状況の妥当性と効率性に重点を置き、一部の企業について資金の流用と非効率な使用、その要因である各部門・各工場に対する本社の統括や経営者の能力の不十分さ等を発見した。重要なのは、工事の進捗状況や工場の稼働状況などの実態を踏まえた段階的な貸出に示されるように、監査結果を復金の融資方法にフィードバックすることを企図していたことである。この時点においては、政策当局が、貸出管理と融資の間に相互依存性を想定していたと考えられる。

第四に、こうした監査は上記の5社に止まらず、80社近くの融資先に対して実施された。それらの報告書が提供する情報は、復金融資のあり方を改善させる可能性を持っていたが、同金庫の新規融資の停止に伴い、その監査は、融資との相互依存性を失い⁴²、回収とのそれだけを残したのである。このような限界を孕みながら、復金融資の監査制度は「強化」されつつあった。それを過大に評価することは戒めなければならないが、「遺産」として開銀に引き継がれた可能性は指摘しておきたい。日本政策投資銀行編 [2002] は、日本開発銀行の事後監査を次のように説明している。すなわち、同行は、融資先企業との「契約後直ちに全額を交付するのではなく、対象工事の進捗状況、協調融資行の融資状況、対象工事代金の支払状況、融資先企業の資金繰りなど」を勘案しつつ、資金を分割して交付した。加えて、開銀は、融通金の使用の効率性と妥当性の確保を目的に、融資先企業と「使途確約書」を交わすとともに、その履行状況を把握すべく、資金は取引銀行に開設した開銀融資金用の特定預金口座に対して公付し、この取引銀行に対して「使途確約書記載の支払先に資金が支払われているかどうかのチェックを依頼した」のである⁴³。前者が、日本鋼管の検査報告

42 周知の通り、復金の貸付債権は、開銀へと継承されていくから、その意味でも「相互依存性」が失われたとは断言できない。ここではさしあたり、復金に限った場合、という但書きを付しておく。

書で述べられた融資方法に近似していることは容易に読み取れよう。

以上の検討を通じて、復金融資の実態の新たな側面を浮き彫りにできたと思われる。それを一言でいえば、融資後の資金管理の体制を十分に整備しないまま巨額の資金を供給したことであり、それこそが資金の適切かつ効率的な利用を阻害する一つの、そして主たる要因となったのである。同時代の言説や従来の研究は、融資前に実施する審査に注目し、復金融資の意思決定機構の多層的な構造と、そのために生じる責任の所在の不明確化に批判の矛先を向けてきた。それとは性質を異にするが、復金が、監査の面でもまた重大な問題を抱えていたことは明らかにされただろう。こうした問題の存在、より正確には、それらを解決しようと取り組んだ経験が、開銀⁴⁴に「継承」されながら、高度成長への離陸に要する一つの制度を用意したのである⁴⁵。

(かとう けんた・本学経済学部講師)

【付記】

本稿の作成過程においては、武田晴人(東京大学)と韓載香(東京大学)の両氏から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

43 この他にも、融資先企業から毎月、生産高や販売高、財務状態などに関する報告を聴取し、必要な場合は適宜現地調査を行った。また、「政策目的の遂行と債権保全」を図るべく、融資対象工事の完成と工事費等の支払いの完了時点で、「完成実査・使途監査を行い、融資対象工事が計画どおり完成し、当初の生産計画などの目標を達成しているか、工事費などの支払いが予定どおり行われ固定資産台帳に計上されているか」をチェックし、さらに、開銀内部においても、検査部が、債権管理の適格性を確認したという(日本政策投資銀行編 [2002]、80-81頁)。ただし、実態として、こうした監査体制がいかに機能したのかという点は明らかにされていない。

44 開銀に関しても、事前的モニタリング(審査)に関する研究が多いのとは対照的に、期中・事後的モニタリングはそれほど議論されていない。前者は、開銀の審査能力(情報生産機能)とそれに基づく融資が、他の金融機関の協調的な行動を促す「カウベル効果」を発揮したことなどを検証している。たとえば、日向野幹也 [1986]『金融機関の審査能力』東京大学出版会、第3章、堀内昭義・随清遠 [1994]「情報生産者としての開発銀行—その機能と限界—」貝塚啓明・植田和男編『変革期の金融システム』東京大学出版会、第6章など。後者については最近、宮崎忠恒が、復金の石炭向け融資を中心に、その債権を継承した開銀による管理回収の実態を検討している(宮崎忠恒 [2008]「1950年代前半における復興金融庫貸付債権と日本開発銀行による管理回収」『経営史学』第43巻第1号)。

45 ただし、復金が、開銀とは異なって、設備資金のみならず、少なからぬ運転資金をも供給していた点には注意を要する。融資先企業の資金繰りの実態は、運転資金の返済状況に端的に示され、その情報を通して経営状態を把握する。したがって、復金は、運転資金の貸付を赤字融資として実行していた場合、設備資金の回収の困難性を認識できた可能性がある。他方、開銀融資は、設備資金に限定されていたから、上記のルートで融資先企業をチェックすることはできなかった。それ故、前述のように、開銀の事後監査は、「資金繰り」を含むものの、融資対象となった工事に関わる範囲に限られた。こうした差異を踏まえれば、復金の経験が、単線的に開銀へと「継承」されたとは言えないかもしれない。なお、この点は、武田晴人氏のコメントを受けた議論である。